利用調整採点表（R9）

調整点数表

区分	類型		保護者状況	点 数	該当
福祉的配慮	A	ひとり親世帯	児童が母または父のみに養育されている場合	2	
	B	障害児	入園を希望する子どもが障害を有する場合	1	
	C	失業	生計中心者が入園希望日の前１年以内に離職しており、就労の必要性が高い場合	2	
	D	生活保護世帯	生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護を受けている世帯であり、就労による経済的自立が見込まれる場合	1	
	E	社会的養護	児童虐待又はその恐れがある場合	5	
			ＤＶにより保育を行うことが困難であると認められる場合	2	
			その他社会的養護が必要と認められる場合（里親家庭等で養育されている場合を含む。）	1	
教育環境的配慮	F	継続児童	現在入園している施設に継続して入園を希望する場合	7	
	G	兄弟姉妹の入所	兄弟姉妹が同一の施設の利用を希望する場合	2	
	H	地域型保育事業利用終了児	地域型保育事業等を利用しており、年齢到達により保育所等の利用を希望する場合	2	
その他	I	同居の祖父母	基本点数表の区分１～５、７～１０に該当しない６５歳未満の同居の祖父母がいる場合	各-２	
	J	育児休業者①	育児休業から復帰する場合において、共に未就園の兄弟姉妹が同時に、同一の保育所等の利用を希望する場合（育児休業者②と重複して加算しない）	2	
		育児休業者②	育児休業から復帰する場合において、育児休業に係る（新規入園を希望する）児童が、在園中の兄又は姉と同じ施設を利用することを希望する場合（育児休業者①と重複して加算しない）	4	
		育児休業者③	育児休業の延長が可能で、利用調整において合計点数１点になるまで減点となることを了承している場合	基本点数を含め、合計点数 1点	
	K	保育士等	保育士等として、市内の保育所等に勤務している場合（就労予定の場合を含む。）	各6	
			上記以外で、市内の保育所等に勤務している場合（就労予定の場合を含む。）	各3	
	L	閉園施設利用児	年度末に閉園が決定している本市の保育所等の利用者が、やむなく別の保育所等の利用申込をする場合	12	

特記事項	

※ 複数の区分に該当する場合は、該当するもの全てを合算したものを加算する。
※ 区分Eについては、別表第１基本点数表で区分８に該当する場合は適用しない。
※ 区分Eの「里親家庭等」とは、「里親家庭」または「小規模住居型児童養育事業を行う者（ファミリーホーム）」を指す。
※ 区分Kの保護者状況の項中「保育士等」とは、幼稚園教諭及び保育士をいう。

同一点数時の順位表

順位	状 況
1	継続児童の世帯
2	兄弟姉妹が同一施設を利用し又は内定を受けている世帯
3	希望順位が高い世帯
4	希望する保育所等と同じ中学校区に居住している世帯
5	基本点数が高い世帯
6	調整点数表の類型K（保育士等）を適用された世帯
7	保育園等の待機（保留）期間が長い世帯
8	保育料の滞納がない世帯
9	利用者負担額を決定するための住民税額が少ない世帯（同額の場合は、総所得金額等の低い世帯を優先する。）